

## 大阪歯科大学学位規程（改正）

現 行	改 正																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第13条第1項の規定により、大阪歯科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 学位の授与に当たっては、大阪歯科大学歯学部歯学科（以下「歯学部歯学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科（以下「医療保健学部口腔保健学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科（以下「医療保健学部口腔工学科」という。）及び大阪歯科大学看護学部看護学科（以下「看護学部看護学科」という。）又は大阪歯科大学大学院歯学研究科（以下「歯学研究科」という。）及び大阪歯科大学大学院医療保健学研究科（以下「医療保健学研究科」という。）における教育又は教育研究活動の強化及び教育活動水準又は教育研究活動水準の向上の効果を反映させるよう自己点検及び自己評価を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（大阪歯科大学において授与する学位）</p> <p>第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士とし、学位規則第10条の規定により学位に付記する専攻分野の名称は以下のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第13条第1項の規定により、大阪歯科大学（以下「本学」という。）が授与する学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定める。</p> <p>2 学位の授与に当たっては、大阪歯科大学歯学部歯学科（以下「歯学部歯学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔保健学科（以下「医療保健学部口腔保健学科」という。）、大阪歯科大学医療保健学部口腔工学科（以下「医療保健学部口腔工学科」という。）及び大阪歯科大学看護学部看護学科（以下「看護学部看護学科」という。）又は大阪歯科大学大学院歯学研究科（以下「歯学研究科」という。）及び大阪歯科大学大学院医療保健学研究科（以下「医療保健学研究科」という。）における教育又は教育研究活動の強化及び教育活動水準又は教育研究活動水準の向上の効果を反映させるよう自己点検及び自己評価を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（大阪歯科大学において授与する学位）</p> <p>第2条 本学において授与する学位は学士、修士、博士とし、学位規則第10条の規定により学位に付記する専攻分野の名称は以下のとおりとする。</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">歯学部歯学科</td> <td style="width: 50%;">学士（歯学）</td> </tr> <tr> <td>医療保健学部口腔保健学科</td> <td>学士（口腔保健学）</td> </tr> <tr> <td>医療保健学部口腔工学科</td> <td>学士（口腔工学）</td> </tr> <tr> <td>看護学部看護学科</td> <td>学士（看護学）</td> </tr> </table>	歯学部歯学科	学士（歯学）	医療保健学部口腔保健学科	学士（口腔保健学）	医療保健学部口腔工学科	学士（口腔工学）	看護学部看護学科	学士（看護学）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">歯学部歯学科</td> <td style="width: 50%;">学士（歯学）</td> </tr> <tr> <td>医療保健学部口腔保健学科</td> <td>学士（口腔保健学）</td> </tr> <tr> <td>医療保健学部口腔工学科</td> <td>学士（口腔工学）</td> </tr> <tr> <td>看護学部看護学科</td> <td>学士（看護学）</td> </tr> </table>	歯学部歯学科	学士（歯学）	医療保健学部口腔保健学科	学士（口腔保健学）	医療保健学部口腔工学科	学士（口腔工学）	看護学部看護学科	学士（看護学）
歯学部歯学科	学士（歯学）																
医療保健学部口腔保健学科	学士（口腔保健学）																
医療保健学部口腔工学科	学士（口腔工学）																
看護学部看護学科	学士（看護学）																
歯学部歯学科	学士（歯学）																
医療保健学部口腔保健学科	学士（口腔保健学）																
医療保健学部口腔工学科	学士（口腔工学）																
看護学部看護学科	学士（看護学）																

歯学研究科	博士（歯学）
医療保健学研究科 <u>（修士課程）</u>	修士（口腔科学）
医療保健学研究科博士課程（後期）	博士（口腔科学）

（第3条～第9条 省略）

（博士（歯学）学位論文及び参考論文）

第10条 第7条及び第8条に規定する博士（歯学）学位論文は、歯学研究科専門課程の各専門分野に関する独創的な研究によって従来の学問水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与する内容を有する歯科領域の学術論文であり、かつ、博士（歯学）学位論文発表細則に基づいているものでなければならない。

2 博士（歯学）学位論文は1編とする。ただし、参考として他の論文（ただし、臨床症例報告は除く。以下「参考論文」という。）を添えることができる。

3 前項ただし書きに規定する参考論文は、専門学会誌に印刷公表された学術研究論文でなければならないし、また当該参考論文が共著であるときは、博士（歯学）学位授与申請者本人（以下「申請者本人」という。）以外の共著者の博士又は修士の学位論文として利用することはできない。参考論文の提出部数は、別表第3に定めるとおりとする。

4～6 省略

（第11条～第23条 省略）

（博士（歯学）の学位授与の取消し）

第24条 博士（歯学）の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士（歯学）の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその名誉を汚す行為があった場合は、学長は歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の議を経て、博士（歯学）の学位の授与を取消し、博士（歯学）の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位規則第9条第1項の規定に違反した場合は、前項の規定を適用することができる。

3 歯学研究科会議及び歯学研究科大学院委員会において前2項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同

歯学研究科	博士（歯学）
医療保健学研究科 <u>博士課程（前期）</u>	修士（口腔科学）
医療保健学研究科博士課程（後期）	博士（口腔科学）

（第3条～第9条 省略）

（博士（歯学）学位論文及び参考論文）

第10条 第7条及び第8条に規定する博士（歯学）学位論文は、歯学研究科専門課程の各専門分野に関する独創的な研究によって従来の学問水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与する内容を有する歯科領域の学術論文であり、かつ、博士（歯学）学位論文発表細則に基づいているものでなければならない。

2 博士（歯学）学位論文は1編とする。ただし、参考として博士（歯学）学位授与申請者本人（以下「申請者本人」という。）を著者に含む他の論文（以下「参考論文」という。）を1編以上添えることとする。なお、歯科臨床系においては臨床症例報告を参考論文とすることができる。

3 前項ただし書きに規定する参考論文は、学術雑誌に印刷公表された論文又は未印刷公表論文掲載証明書が提出された論文でなければならないし、また当該参考論文が共著であるときは、申請者本人以外の共著者の博士又は修士の学位論文として利用することはできない。参考論文の提出部数は、別表第3に定めるとおりとする。

4～6 省略

（第11条～第23条 省略）

（博士（歯学）の学位授与の取消し）

第24条 博士（歯学）の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士（歯学）の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその名誉を汚す行為があった場合は、学長は歯学研究科大学院委員会及び歯学研究科会議の議を経て、博士（歯学）の学位の授与を取消し、博士（歯学）の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 学位規則第9条第1項の規定に違反した場合は、前項の規定を適用することができる。

3 歯学研究科会議及び歯学研究科大学院委員会において前2項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同

意しなければならない。

#### 第4章 大学院医療保健学研究科

##### 第1節 修士課程

(修士(口腔科学)の学位授与資格)

第25条 学位規則第3条第1項の規定により、修士(口腔科学)の学位は、大学院学則第10条第2項に規定する医療保健学研究科修士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、修士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 修士(口腔科学)の学位記は、様式第18のとおりとする。

3 学長は、修士(口腔科学)の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査)

第26条 修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

(修士(口腔科学)学位論文の公表)

第26条の2 修士(口腔科学)の学位を授与された者は、その修士(口腔科学)学位論文をインターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

2 当該修士(口腔科学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第21の修士(口腔科学)学位論文印刷公表届に印刷公表した修士(口腔科学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

(修士(口腔科学)の学位の名称の使用)

第27条 本学において修士(口腔科学)の学位の授与を受けた者が修士(口腔科学)の学位の名称を用いるときは、学位規則第11条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の取消し)

第28条 修士(口腔科学)の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって修士(口腔科学)の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその榮譽を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、修士(口腔科学)の学位の授与を取消し、修士(口腔科学)の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

意しなければならない。

#### 第4章 大学院医療保健学研究科

##### 第1節 博士課程(前期)

(修士(口腔科学)の学位授与資格)

第25条 学位規則第3条第1項の規定により、修士(口腔科学)の学位は、大学院学則第10条第2項に規定する医療保健学研究科博士課程(前期)に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、修士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 修士(口腔科学)の学位記は、様式第18のとおりとする。

3 学長は、修士(口腔科学)の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査)

第26条 修士(口腔科学)の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

(修士(口腔科学)学位論文の公表)

第26条の2 修士(口腔科学)の学位を授与された者は、その修士(口腔科学)学位論文をインターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

2 当該修士(口腔科学)学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第21の修士(口腔科学)学位論文印刷公表届に印刷公表した修士(口腔科学)学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

(修士(口腔科学)の学位の名称の使用)

第27条 本学において修士(口腔科学)の学位の授与を受けた者が修士(口腔科学)の学位の名称を用いるときは、学位規則第11条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

(修士(口腔科学)の学位授与の取消し)

第28条 修士(口腔科学)の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって修士(口腔科学)の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその榮譽を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、修士(口腔科学)の学位の授与を取消し、修士(口腔科学)の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

## 第2節 博士課程（後期）

（博士（口腔科学）の学位授与資格）

第29条 学位規則第3条第1項の規定により、博士（口腔科学）の学位は、大学院学則第10条第3項に規定する医療保健学研究科博士課程（後期）に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、博士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 博士（口腔科学）の学位記は、様式第19のとおりとする。

3 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

（博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査）

第30条 博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

（博士（口腔科学）学位論文内容要旨および博士（口腔科学）学位論文結果の要旨の公表）

第31条 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士（口腔科学）の学位を授与した日から3か月以内に、その博士（口腔科学）学位論文内容要旨及び博士（口腔科学）学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士（口腔科学）学位論文の公表）

第32条 博士（口腔科学）の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に、その博士（口腔科学）学位論文を本学の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に当該博士（口腔科学）学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の許可を得て、当該博士（口腔科学）学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士（口腔科学）学位論文の全文を、求め

2 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上が同意しなければならない。

## 第2節 博士課程（後期）

（博士（口腔科学）の学位授与資格）

第29条 学位規則第4条第1項の規定により、博士（口腔科学）の学位は、大学院学則第10条第3項に規定する医療保健学研究科博士課程（後期）に所定の年限在学し、所定の単位を修得した上で、博士論文審査及び最終試験に合格した者に対して授与する。

2 博士（口腔科学）の学位記は、様式第19のとおりとする。

3 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与できない者に対しても、その旨を本人に文書で通知するものとする。

（博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査）

第30条 博士（口腔科学）の学位授与の手続き及び審査については、別に定める。

（博士（口腔科学）学位論文内容要旨および博士（口腔科学）学位論文結果の要旨の公表）

第31条 学長は、博士（口腔科学）の学位を授与した場合は、学位規則第8条の規定に基づき、当該博士（口腔科学）の学位を授与した日から3か月以内に、その博士（口腔科学）学位論文内容要旨及び博士（口腔科学）学位論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（博士（口腔科学）学位論文の公表）

第32条 博士（口腔科学）の学位を授与された者は、学位規則第9条第1項の規定により、当該博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に、その博士（口腔科学）学位論文を本学の協力を得てインターネットの利用により公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ないと認められる理由により、博士（口腔科学）の学位が授与された日から1年以内に当該博士（口腔科学）学位論文の公表ができない場合は、本人が文書をもって直ちに学長に届け、医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の許可を得て、当該博士（口腔科学）学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において本学は、当該博士（口腔科学）学位論文の全文を、求め

に応じて閲覧に供するものとする。

3 当該博士（口腔科学）学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第 20 の博士（口腔科学）学位論文印刷公表届に印刷公表した博士（口腔科学）学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したときは、**第 24 条**第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

（博士（口腔科学）の学位の名称の使用）

第 33 条 本学において博士（口腔科学）の学位の授与を受けた者が博士（口腔科学）の学位の名称を用いるときは、学位規則第 11 条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

（博士（口腔科学）の学位授与の取消し）

第 34 条 博士（口腔科学）の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士（口腔科学）の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその荣誉を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、博士（口腔科学）の学位の授与を取消し、博士（口腔科学）の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

**2** 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上が同意しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

（規程の改正）

（2～28 省略）

29 この規程は、2024 年 4 月 1 日一部改正した。

に応じて閲覧に供するものとする。

3 当該博士（口腔科学）学位論文を印刷公表した場合は、直ちに様式第 20 の博士（口腔科学）学位論文印刷公表届に印刷公表した博士（口腔科学）学位論文の別刷を添えて、本人から学長に届出るものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定に違反したときは、**第 34 条**第 2 項及び第 3 項の規定を適用する。

（博士（口腔科学）の学位の名称の使用）

第 33 条 本学において博士（口腔科学）の学位の授与を受けた者が博士（口腔科学）の学位の名称を用いるときは、学位規則第 11 条の規定により、大阪歯科大学と付記するものとする。

（博士（口腔科学）の学位授与の取消し）

第 34 条 博士（口腔科学）の学位を授与された者が、学位規程に違反する方法若しくはその他不正の方法によって博士（口腔科学）の学位の授与を受けた事実が判明した場合又はその荣誉を汚す行為があった場合は、学長は医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議の議を経て、博士（口腔科学）の学位の授与を取消し、博士（口腔科学）の学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

**2** 学位規則第 9 条第 1 項の規定に違反した場合は、前項の規定を適用することができる。

**3** 医療保健学研究科大学院委員会及び医療保健学研究科会議において前**2**項の議決をする場合は、それぞれの会議の構成員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上が同意しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

（規程の改正）

（2～28 省略）

29 この規程は、2024 年 4 月 1 日一部改正した。

**30** この規程は、2026 年 4 月 1 日一部改正した。

大阪歯科大学学位規程別表及び様式目次

- 別表第1 各研究機関における研究経歴年数として認める研究期間及び博士（歯学）学位授与申請予備審査の有無 （略）
- 別表第2 博士（歯学）学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数 （略）
- 別表第3 博士（歯学）学位論文審査及び博士（歯学）学位授与申請の関係書類の様式並びに提出部数一覧表 （略）
- 様式第1 博士（歯学）学位論文審査願（課程博士（歯学））※ （略）
- 様式第2 博士（歯学）学位授与申請書（論文博士（歯学）） （略）
- 様式第3 論文目録（課程博士及び論文博士）※ （略）
- 様式第4 履歴書（課程博士） （略）
- 様式第5 履歴書（論文博士） （略）
- 様式第6 博士（歯学）学位論文内容要旨（課程博士、論文博士共通） （略）
- 様式第7 誓約書（課程博士） （略）
- 様式第8 誓約書（論文博士） （略）
- 様式第9 博士（歯学）学位論文審査結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（課程博士、論文博士共通）並びにその記載例 （略）
- 様式第10 最終試験結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（課程博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第11 学力確認結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（論文博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第12 試験結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（論文博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第13 大阪歯科大学大学院歯学研究科博士（歯学）学位論文内容要旨及び大阪歯科大学大学院歯学研究科博士（歯学）学位論文審査結果要旨の公表報告書（課程博士、論文博士共通） （略）
- 様式第14 博士（歯学）学位記（課程博士） （略）
- 様式第15 博士（歯学）学位記（論文博士） （略）
- 様式第16 博士（歯学）学位論文印刷公表届（課程博士、論文博士共通）及び添付書類（博士（歯学）学位論文の印刷公表について） （略）
- 様式第17 博士（歯学）学位記記載事項証明書交付願（課程博士、論文博士共通） （略）

大阪歯科大学学位規程別表及び様式目次

- 別表第1 各研究機関における研究経歴年数として認める研究期間及び博士（歯学）学位授与申請予備審査の有無
- 別表第2 博士（歯学）学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数
- 別表第3 博士（歯学）学位論文審査及び博士（歯学）学位授与申請の関係書類の様式並びに提出部数一覧表
- 様式第1 博士（歯学）学位論文審査願（課程博士（歯学））※ （略）
- 様式第2 博士（歯学）学位授与申請書（論文博士（歯学）） （略）
- 様式第3 論文目録（課程博士及び論文博士）※ （略）
- 様式第4 履歴書（課程博士） （略）
- 様式第5 履歴書（論文博士） （略）
- 様式第6 博士（歯学）学位論文内容要旨（課程博士、論文博士共通） （略）
- 様式第7 誓約書（課程博士） （略）
- 様式第8 誓約書（論文博士） （略）
- 様式第9 博士（歯学）学位論文審査結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（課程博士、論文博士共通）並びにその記載例 （略）
- 様式第10 最終試験結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（課程博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第11 学力確認結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（論文博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第12 試験結果の要旨及び博士（歯学）学位授与審査調査委員の氏名（論文博士）並びにその記載例 （略）
- 様式第13 大阪歯科大学大学院歯学研究科博士（歯学）学位論文内容要旨及び大阪歯科大学大学院歯学研究科博士（歯学）学位論文審査結果要旨の公表報告書（課程博士、論文博士共通） （略）
- 様式第14 博士（歯学）学位記（課程博士） （略）
- 様式第15 博士（歯学）学位記（論文博士） （略）
- 様式第16 博士（歯学）学位論文印刷公表届（課程博士、論文博士共通）及び添付書類（博士（歯学）学位論文の印刷公表について） （略）
- 様式第17 博士（歯学）学位記記載事項証明書交付願（課程博士、論文博士共通） （略）

様式第18 修士（口腔科学）学位記

第 号	年 月 日	論文題目	学位記
大阪歯科大学			

本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したため、修士（口腔科学）の学位を授与する。

様式第18 修士（口腔科学）学位記 (略)

様式第19 博士（口腔科学）学位記

第 号	年 月 日	論文題目	学位記
大阪歯科大学			

本学大学院医療保健学研究科口腔科学専攻の博士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したため、博士（口腔科学）の学位を授与する。

様式第19 博士（口腔科学）学位記 (略)

様式第20 博士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（博士（口腔科学）学位論文の印刷公表について）

大阪歯科大学学長 殿

博士（口腔科学）（第 号）  
氏 名

博士（口腔科学）学位論文印刷公表届

博士（口腔科学）学位論文を下記のとおり印刷公表しましたので、その別刷1部を添えてお届け致します。

記

1 博士（口腔科学）学位記授与年月日  
2 博士（口腔科学）学位論文の題名  
3 印刷公表した雑誌の名称、巻号及び発表年月日又は発表年月日

年 月 日

本人 印

様式第20 博士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（博士（口腔科学）学位論文の印刷公表について） (略)

様式第21 修士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（修士（口腔科学）学位論文の印刷公表について）

様式第21 修士（口腔科学）学位論文印刷公表届及び添付書類（修士（口腔科学）学位論文の印刷公表について） (略)

大阪歯科大学学長  
殿

修士（口腔科学）（第 号）

修士（口腔科学）学位論文印刷公表届

修士（口腔科学）学位論文を下記のとおり印刷公表しましたので、その別刷1部を添えてお届けいたします。

記

- 1 修士（口腔科学）学位授与年月日
- 2 修士（口腔科学）学位論文の題名
- 3 印刷公表した冊子の名称、巻号及び発表年月日又は発表年月

年 月 日

本人 印

附表 博士（歯学）学位授与申請受理から博士（歯学）学位授与審査及び博士（歯学）学位授与の報告までの手続一覧表

注 ※ 別表及び様式においては、「課程博士（歯学）」及び「論文博士（歯学）」は、それぞれ「課程博士」及び「論文博士」と略称するものとする。

（別表第1 省略）

附表 博士（歯学）学位授与申請受理から博士（歯学）学位授与審査及び博士（歯学）学位授与の報告までの手続一覧表

注 ※ 別表及び様式においては、「課程博士（歯学）」及び「論文博士（歯学）」は、それぞれ「課程博士」及び「論文博士」と略称するものとする。

（別表第1 省略）

別表第2（第6条関係）

博士（歯学）学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数

研究経歴年数		
博士（歯学）学位授与申請をする区分	<u>歯学又は医学の学部又は大学を卒業した者</u>	4年制の <u>自然科学系の</u> 大学を卒業した者
歯科基礎系（注1）に博士（歯学）学位授与申請をする場合	5年以上	7年以上
歯科臨床系（注2） <u>（内科学及び外科学を含む）</u> に博士（歯学）学位授与申請をする場合	6年以上	8年以上

- 注 1) 歯科基礎系 解剖学（2専攻科）、生理学、生化学、病理学、細菌学、薬理学、歯科理工学、口腔衛生学、先端歯学
- 2) 歯科臨床系 歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学（2専攻科）、歯科矯正学、歯科放射線学、小児歯科学、歯科麻酔学、口腔インプラント学、障害者歯科学
- 3) 研究経歴年数が歯科基礎系及び歯科臨床系の両者にわたる場合は、歯科基礎系における年数に5分の6を、また歯科臨床系における年数に6分の5を乗じて得た年数と、乗じなかった他の系における年数とを併算するものとする。

（別表第3 省略）

別表第2（第6条関係）

博士（歯学）学位授与申請資格者の学歴と研究経歴年数

研究経歴年数		
博士（歯学）学位授与申請をする区分	<u>6年制の</u> 大学を卒業した者	4年制の大学を卒業した者
歯科基礎系（注1）に博士（歯学）学位授与申請をする場合	5年以上	7年以上
歯科臨床系（注2）に博士（歯学）学位授与申請をする場合	6年以上	8年以上

- 注 1) 歯科基礎系 解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学、歯科理工学、口腔衛生学、先端歯学  
ヘルスデータサイエンス学
- 2) 歯科臨床系 歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学（2専攻科）、歯科矯正学、歯科放射線学、小児歯科学、歯科麻酔学、口腔インプラント学、障害者歯科学
- 3) 研究経歴年数が歯科基礎系及び歯科臨床系の両者にわたる場合は、歯科基礎系における年数に5分の6を、また歯科臨床系における年数に6分の5を乗じて得た年数と、乗じなかった他の系における年数とを併算するものとする。

4) 4年制の大学を卒業後、博士前期課程又は修士課程を修了した者の研究経歴年数は6年制の大学を卒業した者と同じ期間とする。

（別表第3 省略）